提出資料

長野労働局労働基準部
健康安全課長　小林

長野労働局の取組について

１　長野労働局の取組

長野労働局労働基準部健康安全課では、労働安全衛生法を担当しています。

労働安全衛生法に定める措置などの普及・徹底を図るため、当課や管下の各労働基準監督署の担当部門では、労働者を使用（雇用）する事業者等に対して、周知・広報や説明会などを実施しています。

２　労働安全衛生法の概要

労働安全衛生法は、主に、事業者（雇用主）責任において、職場における労働者の安全と健康を確保することを基本的な枠組みとしています。

歯科口腔保健関連では、具体的には、次の規定があります。

（１）労働者の健康の保持増進等に関する努力義務【法第 69 条】

・事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置等を講じるよう努めなければならない。
・労働者は、事業者の行う措置を利用して健康の保持増進に努めるものとする。

この労働者の健康保持増進については、厚生労働大臣の定めた「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」において、口腔保健指導もその１つの取組として示されています。

（２）事業者は、有害業務(※)に常時従事する労働者に対して、その業務への配置の際およびその後半年に１回、歯科医師による健康診断を実施（事業者の実施義務、労働者の受診義務）【法 66 条】

※塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

注：労働基準監督署への歯科健康診断の実施結果報告は、これまで常時 50 人以上の労働者を使用する事業場のみが対象でしたが、健診実施対象すべての事業場になります（2022 年 10 月 1 日～。報告様式も改正）。

３　連絡先

連携・協働などの御相談があれば当職まで御連絡ください。

健康安全課 TEL：026-223-0591